

「FOODEX JAPAN 2026 千葉県ブース」の 施工・装飾等業務委託に関する企画提案募集要項

1 趣旨

- (1) 県は、県内食品関連企業の国内外への販路拡大を目的として、「FOODEX JAPAN 2026」に出展し、「千葉県ブース」（食品関連企業16社が参加予定）を設置する。
- (2) この「千葉県ブース」において、出展企業が円滑なブース運営がしやすい施工や、効果的な集客が図られる装飾などを実現することで、最大の出展効果が得られるよう、ブースの施工、装飾業務及び撤去を委託する。
- (3) 県は、受託者を選定するに当たり、受託を希望する者の応募申請に基づき、最も適当と認められる者に委託する。

2 業務委託の内容

別紙「FOODEX JAPAN 2026 千葉県ブース」施工・装飾業務委託に関する企画提案仕様書のとおり

3 応募資格

次の各号の要件を満たす団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に掲載されている者であること。
- (3) この公募開始の日から審査完了の日までに、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公募開始の日から審査完了の日までに、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 見本市出展ブース施工・装飾業務について、過去2年以内に官公庁と委託契約した実績を有すること。

4 審査基準

選定に係る審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

- (1) 施工・装飾形態
 - ア 来場者に「千葉の農林水産物」や「千葉の食」のイメージを想起させる等、千葉県ブースであることが認識しやすく、注目を集めるデザインであるか。
 - イ 出展事業者にとって円滑なブース運営がしやすく、来場者にとって商品を認識しやすい小間配置になっているか。
- (2) 業務経歴・体制（受託状況・業務執行体制）
 - ア 過去2年以内に見本市出展ブース施工業務を受託した実績があるか。
 - イ 業務の遂行に必要な組織・人員、ノウハウを有しているか。
- (3) 所要経費の提案
 - ア 各所要経費の積算は妥当なものか。
 - イ 経費は募集上限額の範囲内か。
- (4) その他
本委託業務の趣旨をよく理解しているか。

5 受託者の選定方法等

- (1) 受託者の選考は、選考委員会において審査し、予算の範囲内において最も優れた企画案を選定する。
- (2) 提出された企画提案書は、選考委員会（企画提案者によるプレゼンテーション）で審査を行い、最も優秀な企画提案を提出した者を委託先候補とする。
- (3) 審査結果については、選考後、応募者全員に郵送で通知する。

6 応募期間及び方法

(1) 応募期間

令和7年7月4日（金）～8月1日（金）午後5時（必着）

(2) 応募方法及び提出先

以下①、②のいずれかの方法により応募すること。

①メール

（形式）PDFファイル（横書き）

（提出先）E-mail : keisei12@mz.pref.chiba.lg.jp

※県庁のシステムの都合により、7.2MB以上の電子メールは受信できませんのでご注意ください。

※システムエラー等の理由で申請期限に間に合わない場合は、必ず申請期間内に担当者まで電話連絡をしてください。

②持参又は郵送（配達記録又は書留の扱いとすること）

（提出部数）11部（原本1部、コピー10部）

（提出先）〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 商工労働部 経済政策課 MICE誘致推進室（担当：舩澤）

TEL : 043-223-2734

(3) 応募書類

「FOODEX JAPAN 2026 千葉県ブース」施工・装飾業務委託に関する企画提案仕様書「6 提出書類等」のとおり

7 質問の受付・回答

本件に関する質問は、電子メールにて受け付ける。送付後、電話にて到着確認を行うこと。

質問の範囲は当該委託業務に関する内容に限ることとし、提案状況、選考委員名等の審査に関する質問は受け付けない。なお、質問とその回答は、県ホームページに掲載する。

期 間：令和7年7月16日（水）正午まで

連絡先：千葉県 商工労働部 経済政策課 MICE誘致推進室（担当：舩澤）

E-mail : keisei12@mz.pref.chiba.lg.jp

8 委託契約

選定した企画案を提出した団体と、業務実施に関する委託契約を締結する。

(1) 契約予定時期

令和7年8月（予定）

(2) 契約期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

(3) 委託費等

ア 委託費

本契約における県との委託費は5,680,000円(税込)を上限とする。
(主催者に支払う出展料3,784,000円(税込)を含める。)

イ 出展者負担金

千葉県ブースへの出展者数は16者(8小間分)とし、各出展者に対し負担金を各12万円請求し、合計1,920,000円を経費に充てるものとする。

(4) 契約に当たっての主な留意点

ア 契約は県と受託者が双方協議のうえ書面をもって締結する。

イ 契約の対象経費は、事業実施に必要となる経費(施工・装飾費、印刷製本費、リース代等)で、事業終了後の事業完了報告書の作成経費を含む。

ウ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上が契約保証金として必要となる。ただし、同規則第99条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。

エ 契約に当たって、協議の上、企画案の一部を変更する場合がある。

オ 契約した事業について、受託者は、県の了解なしに他者に再委託できない。

カ 委託費の支払いについては、原則として精算払いとする。

9 業務完了報告書

受託者は本業務の完了後、業務完了報告書を千葉県 商工労働部 経済政策課 MICE 誘致推進室に提出することとする。

10 その他

(1) 応募資格を有しない者の企画提案書、記載内容に不備がある企画提案書等不適当と判断される企画提案書は受理しない。

(2) 企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書及び添付書類は返却しない。

11 問い合わせ先

千葉県 商工労働部 経済政策課 MICE 誘致推進室(担当:舩澤)

住所:〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話:043-223-2734

E-mail: keisei12@mz.pref.chiba.lg.jp